

## 第7目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

### 1 子育てしやすい職場環境づくり（企業で）

#### 現状と課題

多様性に富んだ活力ある社会の創造を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組みが官民一体となって進められており、次世代育成支援対策においても、この取組みは「車の両輪」の一つとして、特に重点的に取り組んでいくこととされています。

このため、関係機関等で構成した「えひめ仕事と生活の調和推進会議」（事務局：愛媛労働局）から出された提言などを踏まえながら、男性も女性も仕事と生活のバランスの取れた多様な生き方が選択できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、子育てと仕事の両立を阻害する、職場における性別役割分担意識や慣行、その他の諸要因の解消を図るなどの取組みを進める必要があります。

#### 具体的な施策

#### （1）職場における意識改革の促進

- 職場の意識改革など啓発活動を推進するとともに、男性の育児休業取得を促進するため、事業主に対する助成を行います。【再掲】
- 職場において地域活動の意義や重要性への関心等を高める観点から、企業等に対して、ボランティア活動への参加等を働き掛けます。

#### （2）出産等に伴う離転職の防止に向けた取組み

- 愛媛労働局等と連携を図り、育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の免除、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、周知を図ります。
- 男女が職場で十分に能力を発揮しながら出産・子育てができる環境整備の観点から、様々な機会を捉え、ポジティブ・アクションの普及促進を図ります。
- 出産や育児に伴う離職者を含む離転職者に対し、知識・技能を習得し得る職業訓練を実施し、早期再就職を支援します。

#### （3）仕事と生活の両立に向けた各種制度の導入促進

- 人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現するため、愛媛労働局等と連携を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- 様々な機会を捉え、短時間正社員制度、フレックスタイム制度、多様就業型ワークシェアリング、在宅勤務制度などの普及促進を図ります。

#### （4）企業による積極的な次世代育成支援対策の取組促進

- 県内中小企業における子育て支援の取組みを社会的に評価して、企業自らが働きながら子育てしやすい労働環境の整備に取り組むよう、「えひめ子育て応援企業」の認証の取得促進に努めます。

- 子育てと仕事の両立等に関する企業の取組みを促進するため、入札手続時における優遇措置等について検討します。
- より多くの企業が次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。

目標指標	基準値	目標値	担当
8.1 サマー及びウィンターボランティア・キャンペーンにおける企業協賛イベントへの参加者数	25,924人 (H20)	増加 (H26)	県民活動推進課
8.2 えひめ子育て応援企業の認証件数	4社 (H20)	200社 (H26)	労政雇用課

### 【「えひめ子育て応援企業」認証制度】

#### 【対象】

県内に本社又は主たる事業所を置き、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる中小企業（常時雇用する労働者数が300人以下の会社法人、社団法人、財団法人、協同組合等）

#### 【認証基準】

次の3項目が認証基準となっています。

- (1) 次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、愛媛労働局に届け出た後、当該計画の実行に着手していること。
- (2) 育児・介護休業法の基準を満たす「育児休業制度」、「子の看護休暇制度」及び「育児のための勤務時間短縮等の措置」を就業規則等に規定していること。
- (3) 過去3年間に於いて関係法令に違反する重大な事実がないこと。



《認証マーク》

#### 【申込方法】

「えひめ子育て応援企業」認証申請書に必要書類を添付して、企業所在地を管轄する地方局の商工観光室へ、郵送等により提出する。（随時受付中）

#### 《添付必要書類》

- ・ 一般事業主行動計画の写し
- ・ 愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写し
- ・ 就業規則、労働協約等の写し（育児休業、子の看護休暇、短時間勤務等の措置を規定した部分）
- ・ 企業の概要がわかる資料（パンフレット等でも可）

## 2 男女の役割分担意識の是正と働き方の見直し（家庭で）

### 現状と課題

ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育てと仕事の両立を図るためには、それぞれの企業（職場）において、両立に向けた各種制度の導入や支援策を充実していくことが重要ですが、一方で、この問題は、男女の固定的な役割分担意識や職場中心のライフスタイルなど、個人の意識や価値観などとも密接に関係するものであり、取組みを進めていくうえで、各個人の意識改革が不可欠です。

このため、各家庭においては、男女共同参画についての理解をより一層深めるとともに、一人ひとりがこれまでの働き方を見直し、子育てに関する各種支援制度の積極的活用や労働時間の短縮等に関心を持ち、自ら主体的に行動していくことが必要です。

### 具体的な施策

#### （1）男女共同参画に関する普及啓発

- 男女の固定的な役割分担意識を是正し、お互いが協力し子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。
- 男女共同参画社会の意義や責任など、特に男性の参加を意識した学習機会の提供や情報提供を推進します。
- 男性も参画する子育て団体の活動及び各団体のネットワーク化を促進します。【再掲】

#### （2）職場中心のライフスタイルの見直し促進

- 働き方の見直しを進め、職場中心の意識・生活から職場・家庭・地域のバランスのとれた生活への転換を進めるための普及啓発活動を推進します。
- 労働者のボランティア活動やNPO活動など、地域活動への参画を促進します。

#### （3）労働時間の短縮に向けた普及啓発

- 家族がともにゆとりある生活時間を確保し、家事や子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、労働時間の短縮等に係る機運の醸成に努めます。

#### （4）子育て支援に関する各種制度の利用促進

- 育児・介護休業法の改正等を踏まえ、愛媛労働局等と連携を図りつつ、育児休業や看護休暇など、子育てを支援する各種制度の普及啓発と利用促進に努めます。

#### （5）子育てを行う労働者への支援の充実

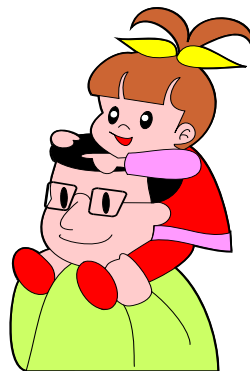
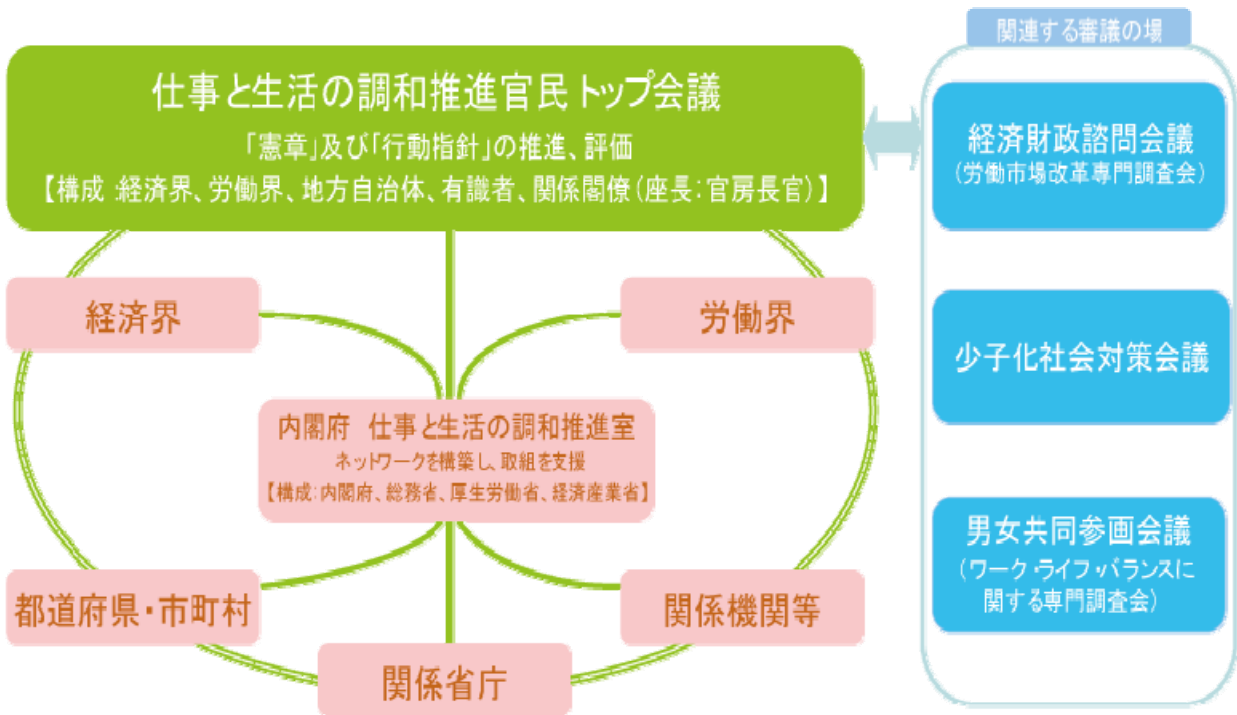
- 労働者の育児や子どもの教育に必要な資金需要に応えるため、県内金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。【再掲】

目標指標	基準値	目標値	担当
8.3 「男女共同参画社会」という言葉の周知度	66.4% (H21)	100% (H22)	男女参画課
8.4 年間総実労働時間の短縮	1,888時間 (H20)	5%以上縮減 (H23)	労政雇用課

【ワーク・ライフ・バランスに関する政府の取組み（国HPより）】

平成19年12月18日、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

「憲章」では、国民全体の仕事と生活の調和の実現が、我が国社会を持続可能で確かなものにする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた機運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む、とされています。



### 3 子育てと仕事の両立支援（地域で）

#### 現状と課題

子育てと仕事の両立を図るためには、個人の意識改革や職場での環境づくりを進めると同時に、それぞれの地域において、子育て家庭の多様なニーズに対応した各種支援サービスの充実を図ることが求められます。

このため、市町や関係機関等と連携しつつ、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、ファミリー・サポート・センターの充実や情報提供など、地域におけるきめ細やかな子育て支援サービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

#### 具体的な施策

##### （1）多様な保育サービスの充実【再掲】

- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることを、あらゆる機会を通じて啓発したうえで、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受け入れニーズに適切に対応していきます。
- 延長保育や病後児保育、一時預かり、休日保育、夜間保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を促進します。
- 1か所で延長保育や一時預かり、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育所の整備について、働き掛けます。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 自己評価・第三者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。

##### （2）放課後児童対策の充実【再掲】

- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障害児の受入れを促進します。
- 適切な生活環境や放課後児童指導員の研修体制の整備等に努めます。

##### （3）地域における子育て家庭への支援体制の充実【再掲】

- 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの充実を図ります。
- シルバー人材センターに登録されている高齢者等による乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する学習・生活指導等の支援活動を促進します。
- NPO法人との協働等により、子育て情報サイトの一層の充実を図り、地域における様々な子育て支援サービス情報を提供します。
- 子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組みを推進します。

目標指標	基準値	目標値	担当
8.5 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	22年度に調査 (H22)	向上 (H26)	子育て支援課

